

## 福島県と KDDI 株式会社との包括的な連携に関する協定

福島県（以下「甲」という。）と KDDI 株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、東日本大震災からの復興及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、可能な限り連携して取り組むものとする。

- (1) 県政情報発信やボランティア活動などを通じた東日本大震災からの復興に関すること。
- (2) 災害時における通信機器貸出などを通じた災害時支援及び防災対策への協力に関すること。
- (3) 観光誘客及び県産品振興に関すること。
- (4) こども・青少年育成に関すること。
- (5) 多様な働き方の推進に関すること。
- (6) その他、地域の活性化等に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙は必要に応じて具体的内容及び実施方法について協議し、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（費用等）

第4条 本協定に関連して各当事者に生じる費用（甲については本件協力の実施のための費用を、乙については本件実施のための費用を含む）については、別途両当事者が同意する場合を除き、甲及び乙それぞれが負担するものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヵ月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約するものとする。

3 本協定が終了した後も、第4条については引き続きその効力を有するものとする。

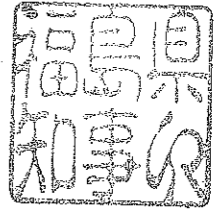
（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その対応を決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年3月29日

甲：福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県  
福島県知事 内堀 雅雄



乙：東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号  
KDDI 株式会社  
代表取締役社長 田中 孝司

